

答申 個第4号

平成21年2月26日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

保有個人情報一部開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成20年11月17日付FNo. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件の異議申立てに係る平成17年6月7日受付分の公害苦情受付報告書の苦情申立人の住所は非開示とすべきである。

2 異議申立ての経緯

本件の異議申立人は、平成20年8月29日、環境保全課が所有する異議申立人に関する一切の資料について相模原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）15条1項に基づき保有個人情報の開示請求を行ったが、同年9月12日付けで、条例上の実施機関である相模原市長から、「開示請求者以外の個人の氏名、住所、電話番号、性別及び発言内容は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」との理由で一部開示決定を受けた。

これに対して異議申立人が同年10月31日、その一部開示決定を取り消し、開示を求める異議申立てをしたので、実施機関は、同年11月17日付けで、当審査会に対し条例44条に基づく不服審査の諮問を行った。

3 異議申立人の趣旨及び理由

- (1) 一部開示決定処分の対象文書中の「平成17年6月7日受付分の公害苦情調査報告書」中の「公害苦情受付報告書」の一部非開示部分の苦情申立人の住所を開示すべきである。

匿名に個人の資格があるのか。匿名の住所を不開示にする理由がわからない。

「被害を受けている近隣住民一同」の正体を確認しているのか。代表者は誰で、あとのメンバーは誰であるのか確認しているのか。なぜ、「被害を受けている近隣住民一同」が「匿名」に変わるのか。特定者の氏名を勝手に変えるのは公文書偽造ではないのか。異議申立人の住所の長さくらべると短すぎることから、何かを隠しているのではないか。

「被害を受けている近隣住民一同」という団体は当然個人ではない。個人でないものに、個人情報保護条例を適用するのは問題である。

敷地内にある会社は建物のみを借りているだけで敷地は何も借りていない。環境保全課は、敷地内にある会社には敷地がないことを承知で9年間にわたり出鱈目を言うのか。これは故意に問題を捏造しているに他ならない。敷地がなければ当然ばい煙も出ず、出せば火事になる、悪臭もでていない。事務所の中には当然、ハトもいないし、ドラムもない。公文書は事実を記載しなければ公文書偽造、捏造の犯罪になるのをご存知でしょうか。

- (2) 私の敷地では野焼きはしておらず、ただ落ち葉や剪定枝を燃やしただけ

であり、たき火である。個人が庭で落ち葉や剪定枝を燃やす行為は、違反行為ではないと言われている。市の職員は、事業者と個人を一緒に考えているようである。

- (3) 環境保全課が提出した決定理由説明書に、「平成11年度に私がたき火をした際に市に通報した者の氏名の一部を特定する発言を私が行っている」とあるが、これは真っ赤な嘘で市の職員が通報者の名前の一部を私に言ったのである。その報告書は大変いい加減な書き方をしており真実をきちんと書いていない。公文書は事実を書かなければ、公文書偽造、捏造になる。

4 実施機関の非開示理由説明要旨

- (1) 公害苦情受付報告書及び公害苦情調査報告書について

公害に関する苦情の事務については、公害紛争処理法(昭和45年法律108号)49条の規定により、地方公共団体は関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めることとなっており、本市でも公害苦情として受付及び調査を行い、公害苦情受付報告書及び公害苦情調査報告書を作成している。

- (2) 報告書作成の流れ

公害に関する苦情が市に寄せられると、苦情申立人の氏名、住所、公害の内容、発生源の内容などの聞き取りを行い、公害苦情受付報告書を作成する。

職員は、公害等の発生原因を調べ、その経過や内容、必要に応じて発生源への指示等を行い、公害苦情調査報告書を作成する。

- (3) 平成17年6月7日受付分の公害苦情調査報告書について

平成17年6月7日受付分の公害苦情調査報告書の内容は、次のとおりである。

ア 公害苦情受付報告書

「被害を受けている近隣住民一同」の名で環境対策課宛に郵送され、平成17年6月7日に環境保全課で受け付けた手紙の内容(異議申立人が経営している会社)の敷地ではい煙・悪臭、ハトの糞害、ドラムの騒音など限りないほどの近隣迷惑が発生しているということ。)を苦情の申立内容として作成されたもので、手紙2枚、周辺の地図が添付されている。

イ 公害苦情調査報告書

平成17年6月4日に異議申立人宛に「被害を受けている近隣住民より」からゴミ焼却に関する苦情文書が送付されたことから同月6日に異議申立人が当該苦情文書及び市職員の名刺の写しを持参し、来庁した。

異議申立人の敷地内でのゴミ焼却に関する苦情文書であったので、野

焼きは原則禁止である旨を伝え、野焼き禁止のリーフレットを渡し、公害苦情調査報告書を作成した。

公害苦情調査報告書は、異議申立人が持参した苦情文書、市職員の名刺の写しが添付されている。

アの公害苦情受付報告書とイの公害苦情調査報告書は一体の文書として平成17年6月7日に公害苦情調査報告書として起案され、同月20日に決裁を受けている。

(4) 異議申立てに係る処分を行った理由

公害苦情受付報告書は、(3)アで述べたとおり手紙の内容を受け付けたもので、氏名欄は「被害を受けている近隣住民一同」と記載されている事項を「匿名」として記載し、住所欄は封筒に記載されていたと推測される事項を記載している。

この住所欄については、市販の住宅地図等により住宅数が簡単に数えられる程度であることに加え、平成11年度に異議申立人がたき火をした際に市に通報した者の氏名の一部を特定する発言を異議申立人が行っていることから、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる可能性があるため、条例16条1号本文に該当するとし、非開示とした。

5 審査会の判断

条例では非開示情報として個人情報については、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（条例16条1号本文前段）と定めているので、この該当性について検討する。

異議申立人は、被害を受けている近隣住民一同は団体であり個人ではないので個人情報保護条例を適用するのは問題であると主張するが、個人が名乗っている可能性も否定できない。団体である場合は条例16条2号の法人情報の対象となるが、今回の場合団体というより個人と考える方が合理的である。

氏名欄は一般的には特定の個人が識別できるので非開示情報であるが、今回は匿名と記載され識別できないことから開示されている。

住所欄について、実施機関は、市販の住宅地図等により住宅数が簡単に数えられる程度であることに加え、平成11年度に異議申立人がたき火をした際の通報者の氏名の一部を、異議申立人が後日特定する発言を行っていることから特定の個人が識別される可能性があるとしている。今回の苦情文書の

差出人と平成11年度の通報者が同一人かどうかについては定かでないが、異議申立人が過去にそのような発言をしていると思われる経過がある以上、住所を開示すると開示請求者以外の特定の個人が識別できるとも考えられる。

また、このような苦情処理を目的とした事務は、市民と市役所の関係だけではなく、市民と市民の関係を調整するという面もあり、特別の理由がない限り、特定市民の情報を相対している市民に開示するような取り扱いをすれば、市民同士のトラブルを引き起こす可能性がある上、市の苦情に関する情報についての管理の信頼を低下させ、市民が苦情を市へ言い出しにくくなるなどの苦情相談の事務の遂行が円滑にできなくなる可能性もある。

それからすれば、今回の案件については、住所を開示することは条例16条1号本文後段の「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」に該当すると考えられる。

なお、今回の件における公文書偽造等の犯罪行為との関係については、個人情報開示請求に対する不服申立てを審査する当審査会の審査範囲ではない。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年11月17日	・ 諮 問
11月21日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
12月15日	・ 審 議 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取
平成21年 1月27日	・ 審 議 ・ 異議申立人からの意見陳述 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取

第1部会委員 徳永 勝
後藤 光男
齊藤 愛